

## 利府町地域産業活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域資源の活用促進及び地域産業の活性化のため、利府町ふるさと納税返礼品の開発又は改良(以下「開発等」という。)に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において利府町地域産業活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則(平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 返礼品 利府町ふるさと納税返礼品であって、総務大臣が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものをいう。
- (2) 事業者 個人又は法人その他の団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の事業とする。

- (1) 新たな返礼品の開発事業(以下「返礼品開発事業」という。)
- (2) 既存の返礼品の改良事業(以下「返礼品改良事業」という。)
- (3) 返礼品の開発等に係る設備及び機器導入事業(以下「設備等導入事業」という。)

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の補助その他の給付を受けている事業は、補助対象事業としない。

3 補助金を受けることができる事業は、1年度につき前項各号に掲げる事業のいずれか1つの事業に限るものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、利府町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要領(平成30年3月16日課長決裁)に定める協力事業者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象事業を活用した返礼品について、補助金の交付決定を受けた日から3年以上提供することができること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する事業者又は暴力団員をその事業に参加させ、若しくはその事業の支援その他の関係性を有する事業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する業を営む事業者

(3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない事業者

(4) 政治団体、宗教法人その他これらに類するものである事業者

(5) 当該年度において、この補助金の交付を受けたことがある事業者(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付対象事業に要する経費とし、別表第1に定めるとおりとする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額と同表に定める補助限度額のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者に対し、1年度につき1回までとする。

(補助対象事業の採択申請)

第7条 補助対象事業のうち、設備等導入事業の採択を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利府町地域産業活性化事業採択申請書(様式第1号。以下「採択申請書」という。)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 補助対象経費の積算が確認できる書類の写し

(4) 未納がないことを証明できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 採択申請書の提出期限は、町長が別に定めた日とする。

(補助対象事業の採択決定)

第8条 町長は、採択申請書の提出があったときは、その内容を利府町地域産業活性化事業補助金審査委員会で審査し、利府町地域産業活性化事業採択結果通知書(様式第4号)により、申請者に結果を通知するものとする。

2 前項の審査委員会及び審査基準については、町長が別に定める。

(交付申請)

第9条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、様式第5号によるものとし、その提出期限は町長が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第6号）
  - (2) 収支予算書（様式第7号）
  - (3) 誓約書（様式第3号）
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第8号により町長の承認を受けること。ただし、事業に要する経費の配分の20%以下の変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第8号により町長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 第13条に規定する期間内に補助対象事業により取得したものを処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならない。この場合において、事業者が収入があるときは、その全部又は一部を町長の指示により納付すること。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、様式第9号によるものとする。

2 規則第12条第2項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
  - (2) 収支精算書（様式第11号）
  - (3) 支出の内訳及び支出したことが分かる書類の写し
  - (4) 事業の成果が分かる書類
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、その交付を受けようとするときは、地域産業活性化補助金交付

請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則第15条ただし書の規定により補助金の概算払の交付を受けようとするときは、あらかじめ、町長に利府町地域産業活性化事業補助金概算払承認申請書兼請求書（様式第13号）を提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利府町地域産業活性化事業補助金概算払承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その適否を通知するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第22条ただし書の町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものにあつてはその期間とし、その他のものにあつては5年とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	区分	補助対象経費の内容
返礼品開発事業 及び返礼品改良 事業	謝金	専門家から開発等の指導を受けた場合 の謝礼金
	交通費	指導を受けるため招いた外部専門家等 に支払う旅費
	消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又 は事業に必要な少額の物品購入費
	印刷費	包装紙、シール、商品ラベル等の印刷費
	委託料	商品のデザイン委託費、試作品等の外注 加工費
	手数料	各種許認可の取得費、成分分析又は検査 費用
	原材料費	試作に使用する原材料費
	賃借料	設備及び機器のリース料
	備品購入費	返礼品の製造に必要な備品の購入費
設備等導入事業	設備等導入費	設備及び機器（中古品は除く。）の購入に 要する費用

備考 人件費、通常事業の運転資金その他返礼品の開発等と関連が低い経費  
については、補助対象経費としない。

別表第2（第6条関係）

区分	補助率	補助限度額
返礼品開発事業	4 / 5	100万円
返礼品改良事業	3 / 5	
設備等導入事業	4 / 5	1,000万円